DF_i^{pref}は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

DF_{CM}^{pref}は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

EAD_iは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するトレード・エクスポージャーの額

二　前号のEAD_iは、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ　派生商品取引　ＳＡ－ＣＣＲを用いて算出した額。ただし、受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額を含むこととし、リスクのマージン期間は十営業日とする。

ロ　レポ形式の取引　次の算式により算出した額

$EAD_i = \max（EBRM_i - IM_i - DF_i, \ 0）$

$EBRM_i$は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額（第七十九条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM_iは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DF_iは、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

三　前号ロの規定により所要自己資本額（K_{CMi}）を算出する場合においては、第七十五条第二項第一号ニの規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

四　第一号に規定する算式におけるトレード・エクスポージャーに係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第二号イに定める額（担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）と同号ロに定める額との割合に応じた額とする。

五　当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、DF_{CCP}が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF_{CCP}は、$\sum_i EAD_i$の額の割合に応じた額とする。

六　第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあっては、一括して管理しているそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポージャーの額の合計額をEAD_iとする。

七　前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

一　所要自己資本額（K_{CM}）は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,\ 1} + A_{Net,\ 2}}{\sum_i A_{Net,\ i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^{*}$$

$$K_{CM}^{*} = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM} & \text{if} \quad DF' < K_{CCP} \quad (i) \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if} \quad DF_{CCP} < K_{CCP} \leqq DF' \quad (ii) \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & \text{if} \quad K_{CCP} \leqq DF_{CCP} \quad (iii) \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max\ （EBRM_i - IM_i - DF_i, \ 0）\cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM} / N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = \mathrm{Max}\left\{\frac{1.6\%}{(DF' / K_{CCP})^{0.3}} ; 0.16\%\right\}$$

K_{CM}^{*}は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に信用協同組合等が拠出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

$EBRM_i$は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM_iは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF_iは、直接清算参加者iが拠出した清算基金

$A_{Net,\ i}$は、直接清算参加者iに対する$EBRM_i$の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,\ 1}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,\ 2}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net,\ i}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二　前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十八条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三　前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四　前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

ネットのアドオン＝0.15×グロスのアドオン

$$+0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$